**おかやま型みどりの食料システム戦略推進事業実施要領の運用について**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　制　　定 令和５年３月30日 農産第1363号

一部改正　令和６年３月19日 農産第1379号

一部改正　令和7年３月26日 農産第1184号

おかやま型みどりの食料システム戦略推進事業実施要領（令和５年３月30日付け、農産第1362号農林水産部長通知、以下「実施要領」という。）に基づく補助事業を円滑に実施するため、その運用について次のとおり定める。

第１　事務処理について

１　事業量の調査

　（１）県民局長は、次年度における市町村ごとの事業実施希望量を調査し、とりまとめ　　　　の上、農林水産部長に報告するものとする。

　（２）調査の時期は、原則として、毎年９月及び２月とし、別記様式第１号により別に　　　　定める日までに報告するものとする。

２　事業の着手

　（１）事業の着手（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定後に行うも　　　　のとする。

　（２）ただし、事業実施計画の承認後において、事業の効果的な実施を図る上で緊急か　　　　つやむを得ない事情により、補助金交付決定前に着手する必要がある場合は、事業　　　　実施主体は、市町村長に申し出、適切な指導を受けるものとする。

　（３）市町村長は、（２）の申し出を適当と認める時は、その旨を具体的に明記した交　　　　付決定前着手届（別記様式第２号）を県民局長に提出するものとする。

　３　事業の着手及び完了の報告

事業実施主体は、事業に着手したときは事業着手届（別記様式第３号）を、また、　　　事業が完了したときは事業完了届（別記様式第３号）を、速やかに市町村長に提出す　　　るものとする。

市町村長は、事業実施主体から事業着手届又は事業完了届が提出されたときは、速　　　やかに事業着手届又は事業完了届（別記様式第３号）を県民局長に提出するものとす　　　る。

第２ 事業実施における留意事項

　１　事業実施主体

（１）実施要領別表１の採択要件等欄【共通事項】２の事業実施主体に定める「農業者」

は、市町村長が地域農業の発展のため、特に必要と認める者として事前に事業実施

主体確認書（別記様式第４号）が提出された場合に限る。

　（２）実施要領の別表１、２の事業実施主体に定める「営農集団」とは、農業生産法人

（農事組合法人等、ただし構成員３戸以上に限る）及び３戸以上の農業者で組織する団体とする。

　 ただし、法人格を有しないものにあっては、代表者の定めがあり、かつ、組織及　　　　び運営等についての規約、会計等の明確な定めがあるものに限り、原本証明の上、　　　　規約、構成員名簿等を事業実施計画書に添付するものとする。

　（３）実施要領別表１の採択要件等欄【共通事項】１の営農集団については受益農家が

認定農業者又は認定新規就農者であって、市町村が地域農業発展のため、特に必要

と認める者について、当該事業計画の協議の結果、事業実施が適当と判断された場

合に限り３戸未満であっても認めるものとする。

　２　事業実施期間

　　　事業の実施期間は、単年度とする。

　３　補助対象施設等

　（１）機械・施設等については、次の要件をすべて満たすこと。なお、農業者が事業実施主体の場合は、イ及びウの要件を満たすこと。

ア　事業実施主体において管理運営規定を定めること。機械・施設等利用農家が専用で利用する場合は、当該機械・施設のリース契約を必ず締結すること。

イ　農業用使用済みプラスチックの地域回収体制が整備されているか、計画があること。

ウ　原則として、機械、施設等の利用者は施設農業共済、農業経営収入保険等の収入減少を広く補てんする制度に加入すること。

　（２）機械、施設等の更新、修繕、補修は補助対象としない。

（３）機械及び設備（ハウス）等の施設は、機械本体、資材(被覆資材類を含む)のみを補助対象とし、原則、客土経費、排水路経費、工事費、設置費、運搬費、諸経費等は補助対象としない。また、電気配線等は、受電施設から内側の資材に限り補助対象とする。

（４）検討会、研修会の開催等については、食糧費等は補助対象としない。

　４　採択基準等

　（１）事業採択に当たっては、事業内容が該当する事業の趣旨に合致しており、その　　　　計画の緊急性及び必要性を勘案し採択するものとする。

　（２）事業計画が予算額を上回った場合は、以下のとおりとする。

　　　ア　おかやま有機無農薬農産物等拡大事業

　　　　　おかやま有機無農薬農産物及び新規参入者の取組の受益面積の合計が大きい計画の優先順位が高いものとする。

　　　イ　おかやまグリーン農業推進事業

環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組及び、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた国際水準以上の有機農業の取組を行う事業活動の受益面積の合計が大きい計画の優先順位が高いものとする。

（３）１件の事業費が300千円（同一の機械を複数台購入する場合は、１台の単価が150

千円）未満の補助（ソフト事業を除く。）については、優先順位が低いものとする。

（４）事業内容は、利用計画、受益面積等からみて、適正であると認められる規模、事

業費とする。

（５）機械・施設等の導入に伴う業者選定方法は、原則として、国庫事業に準ずるもの

とする。

（６）機械の導入に当たっては、あらかじめ、受益地区内の既存機械の導入状況などを

十分調査するものとする。

　５　補助限度額

　（１）補助金額については、補助対象事業費から消費税相当額を控除した額に補助率　　　　をかけた額以内とする。ただし、補助金額の上限が設定されている場合はその上限

額とする。

６　事業で導入した機械・施設等の保守管理

　（１）本事業により取得した機械・施設等については、事業実施主体の所有権を明確に　　　　するとともに、営農集団又は農業協同組合が事業実施主体の場合は、保管場所を決

め、共同利用機械・施設等としての形態を具備するよう留意するものとする。また、当該機械・施設等に異常が起きた場合は速やかに適切に補修する。

　（２）農業者が事業実施主体の場合は、機械・施設等の適正な保守管理に努めること。

　７　機械・施設等のリース契約方法については、次に定めるところによるものとする。

なお、農業者が事業実施主体の場合は、この限りではない。

　（１）契約の内容

　 リースの目的、期間、利用料、利用料の納入期限及び方法、目的外使用の禁止等

の事項を明記し「リース契約」を締結すること。

　（２）リースの内容

リースする機械・施設等の規格・構造、価格、法定耐用年数（中古の場合は残存

耐用年数）等を明記した貸付台帳を作成すること。

　（３）リース期間の設定

機械・施設等のリース期間は、４年以上から法定耐用年数に定める耐用年数以内であること。

（４）リース料金の設定

　・事業実施主体は、リース事業の実施のために必要な付加貸付料（利息等）を徴　　　　　　収できる。

・リース料は、「事業実施主体負担額（事業費－補助金）÷当該施設の耐用年数　　　　　　＋付加貸付料」以下とする。

８　その他

　　　ア ハウス施設を設置した場合は、リース期間中において園芸施設共済に加入するものとする。

イ　県民局長は、事業実施主体に対し、本事業に取り組んだ結果、効果が挙が　　　　　　った事例等の報告を求めることができる。

　　　ウ　本事業の対象となる農産物が、県により認証されたものであるかのような消費者の誤解を招く表示等を行うことのないように十分に注意すること。

第３ その他

　　　この運用に掲げた以外の事項については、その都度、農産課と協議するものとする。

附　則

　１　この運用は令和５年４月１日から施行する。

附　則

　１　この運用は令和６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　１　この運用は令和７年４月１日から施行する。